

パブリックコメントにおける意見及び府の考え方

御意見提出件数 12件(35項目)

項目	意見の趣旨	府の考え方
全般	現行動計画の達成状況や課題を、わかりやすく示して欲しい。(PDCAサイクルで)達成状況を○×で示した表も欲しい。	食の安心・安全審議会で達成状況、課題を毎年報告し、一覧表も含め明らかにしています。審議会資料として府のHPに掲載しますのでご覧ください。今後とも情報公開の徹底と分かりやすい情報提供に努めます。
	計画で掲げる政策目標の妥当性を検証するというマネジメント手法を確立してほしい。	政策目標については、内部評価、審議会による外部評価、パブリックコメント、府議会での審議等を経て定めています。また、毎年達成状況を審議会に報告し評価いただいている。次期行動計画において、審議会の評価を翌年度の取組に反映する旨明記しました。
	安全確保の充実について、食の安全基本法にもあるように「行政の資務」「事業者の資務」「消費者の資務」と各々の役割が相互に機能することが大切。	京都府食の安心・安全推進条例第2条、第3条、第4条で「府の責務」「食品関連事業者の資務」「府民の役割」を、第1条第5項で3者の相互理解・協力を定めています。条例の規定、ご意見を踏まえ、次期行動計画において、府と事業者等団体、消費者団体等が連携して食の安心・安全の様々な取組を進めます。
	全体を通して「継続・強化して行うこと」「新しく取り組むこと」をわかりやすく書き表すことと、計画がスタートした後の検証や到達が具体的にわかり、補強ができるような仕組みを強化してもらいたい。	「継続・強化して行うこと」「新しく取り組むこと」を記載した資料を行動計画に添付し、わかりやすくします。計画到達の検証等は、PDCAによる内部評価を強化するとともに、食の安心・安全審議会による外部評価をいただき、翌年度の取組に反映させます。また、達成状況は府ホームページで公表します。
	京都市の食の安全行政との関係については、意識的に連絡調整を図り、無駄のない取組を進めてもらいたい。	引き続き密接に連絡を取りながら、相互に連携・協力する体制を維持します。
策定の趣旨	第1次、第2次計画の策定当時の食の安心・安全に関する社会状況とその計画における設定課題の関わり及び達成評価について記述して欲しい。	計画策定時の社会情勢を踏まえた課題設定等については、添付資料として検討します。
放射性物質	放射性物質の検査は、府民が普段食べているものを持ち込んで検査(陰陽方式)する方が府民の不安が払拭出来るので、この方式で行ってはどうか。	持ち込み検査は検査体制の面から困難ですが、安心して食品を消費していただけるよう府民が口にする可能性のある食品のモニタリング検査等の充実に努めます。
	放射性物質に対する不安解消のために、一つついでないリスクコミュニケーションの実施に取り組んで欲しい。	検査機器の見学や検体採取から結果判明までの流れについて分かりやすく説明するなど、府民の理解が深まるよう、丁寧なリスクコミュニケーションに努めます。
	食品の放射性物質汚染に関しては引き続き消費者の重大関心事であり、適切な検査・情報提供を進めてもらいたい。	次期行動計画に基づき適切に検査を行うとともに、検査結果は直ちに府HP等で掲載します。万一基準値を超えるものがあれば広報します。専門家の指導・助言を得ながら状況の変化に応じ機動的に検査対応します。

項目	意見の趣旨	府の考え方
情報提供の強化	消費者の知識向上のため、行政からも食に関する教育や情報発信に力を入れて欲しい。	次期行動計画において、食の信頼感向上に向けた情報提供を強化することとしています。情報公開の徹底や多様な広報媒体によるわかりやすい情報発信、府民との意見交換会の開催等により、食の安全についての理解を促進するための取組を、消費者団体とも連携しながら実施に努めます。
	信頼できる情報の不足によりますます不安が拡大している現状があるので、消費者によく説明してインターネットなども活用して情報発信を行って、納得して安心してもらうことが大切である。	
	リスクコミュニケーションは、行政主導ではなく、消費者グループと十分に連携・相談しながら実施して欲しい。	
	リスクコミュニケーションの課題を今一度明確にすることが必要。 「リスクコミュニケーター」の位置づけ・役割についても、目標を達成する立場から改めて明確にすることが必要。	ご意見を踏まえ、リスクコミュニケーションについて、府民にとって関心の高いテーマを中心に課題を明確にし、戦略的に計画・推進する旨を記載しました。 【第3章-2-(2)-ア】
	「食の安全」にかかわる情報を正しく認識できる消費者を広げるために、消費者関連部局や教育機関・民間団体との連携も含めてどのような取組が必要なのか、検討して欲しい。	消費者団体等との意見交換会等を通して具体的な連携方法について検討し、連携して行っていきたいと考えています。
	見学できる農業施設や食品工場について、京都府で統一したプログラムを作成し、府民が生産現場を体験できる機会を位置付けてもらいたい。	「食」の生産現場を府民が体験することは大切と考えており、次期行動計画において「食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大」の取組に位置づけ、進めます。
	府の出前学習の内容と広報を充実し、気軽に地域で「食の安心・安全」が語られるよう、今後とも期待する。	次期行動計画において「食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大」の取組として、きめ細かな情報提供に努めることとしており、府職員による「出前語らい」など積極的に進めます。
	行政と事業者が連携を取りながら府民と情報や意見を交換できる場を広げることを要望する。	次期行動計画において、府と事業者団体等が連携した消費者との意見交換会を記載しており、ご意見を踏まえて取組を進めます。
	消費者が不正確な認識(中国産や関東の農作物は危険等)を持っていることがあり、子どもを対象とした食育だけでなく親世代の消費者が正しい食への認識を持てるよう要望する。	「食育を通じた食品の安全に関する知識の向上」について、子どもたちだけではなく府民各世代に応じて進めることとしており、ご意見を踏まえ、その旨記載しました。 【第3章-2-(3)】
	食育を進める対象年齢と目標を明らかにして欲しい。 子どもたちやその家族の日常の暮らしのどのような成果をもたらすのかを具体化して欲しい。	京都府における食育の取組については、本計画とは別に「第2次京都府食育推進計画」で世代に応じて食育を推進する具体的な取組を記載していますので、その中でご意見を踏まえながら進めます。
	意見交換会やシンポジウムにおいて、参加者が固定化しないよう、広く府民の参加が募れるように、広報の方法やツールについても具体化して欲しい。	ご意見を踏まえ、広く府民の参加が募れるよう、意見交換会等の内容、対象者を意識し、今後の広報計画を工夫します。

項目	意見の趣旨	府の考え方
	インターネットによる広報はますます重要なが、それだけには頼らない広報活動をお願いしたい。	情報内容・対象者に適した効果的な媒体により、戦略的な広報・情報提供に努めます。
府民参画の拡大	食いく先生については、認定だけで終わらないよう、活躍してもらえる仕組み・財源を確保して取り組んで欲しい。	ご意見も踏まえ、学校や地域等で活躍いただけるよう教育分野等と連携した取組に努めます。
	放射性物質、食品添加物、残留農薬、微生物などの検査は引き続きしっかりと行って欲しい。	ご意見も踏まえながら、計画的に検査を行うとともに、状況に応じて機動的な検査対応に努めます。
	「と畜場法」「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づき実施されている、食肉の全品検査に関する事項についても記載して周知すべきではないか。	「と畜場法」及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」に基づく検査については京都府食品衛生監視指導計画に記載し、お知らせしています。 府民に一層安心してもらうため、引き続き、府民へのわかりやすい情報提供に努めます。
	法令遵守を進めるため、食品事業者に対する講習会、研修会を業種別に数多く開催して欲しい。	ご意見を踏まえ、事業者団体とも連携しながら取り組みます。
	「食品衛生監視指導」について、単年度ごとの計画にしつかりテーマを掲げ、より有効なものになるよう努力してもらいたい。	年度ごとに策定している「京都府食品衛生監視指導計画」において、基本的方向と重点的取組を定めており、今後とも状況に応じた有効な取組を進めていきます。
監視・指導・検査	食の安全に関する事案で、広域性がある場合に近隣府県との連携を図るために、定期協議会の設置と、会議の定期開催について具体的記述をしてもらいたい。	国(近畿農政局等)や近隣府県と定期的に打ち合わせを行っており、引き続き連携を図ります。 ご意見を踏まえ、国(近畿農政局等)や近隣府県との情報の共有について、行動計画に記載しました。 【第3章-3-(1)-イ】
	食品の産地偽装や改ざん等に関し監視システムの強化や啓発活動が必要。 産地偽装その他の違反事例が多い現状に対し、検査・監視・罰則などの体制をより一層強化し、「やり得」にできない状況にする必要がある。	次期行動計画において適正な食品表示対策に向けた取組を充実させることとしており、具体的には、府の関係部局による食品表示パトロールチームによる指導啓発、科学的検査による産地偽装監視の強化、事業者向け研修会等でコンプライアンス意識の醸成などを記載しており、この計画に基づき取組を進めて参ります。
	「いわゆる健康食品」について、食品表示110番と関係法令所管課に期待するとともに、広く府民からの食に関する情報提供を求めるツールづくりが必要。	「いわゆる健康食品」等の監視について関係機関が連携して行います。 また、府民から多くの情報が集まるよう工夫して参ります。
	「いわゆる健康食品」の不適正表示については、薬務課と健康対策課が連携して取り組んで欲しい。	所管法令が複数の課にまたがるような事案等については、連携して取り組んでおりますが、今後とも連携に努めます。

項目	意見の趣旨	府の考え方
安心・安全の基盤づくり	「きょうと信頼食品登録制度」、「京ブランド产品」など事業者の食の安心・安全に向けての取組についての情報提供を強化してください。	ご意見を踏まえ、「情報提供の強化」について記載するとともに、事業者団体とも連携しながら取り組みます。 【第3章-4-(1)-オ】 【第3章-4-(2)-ア】
	GAPモデル農家、エコファーマー、京のブランド产品、きょうと信頼食品登録制度などがより多く認定されるよう努力し、特に中小零細規模のものに対して丁寧に指導、援助することが重要。	ご意見を踏まえ、生産者団体等と連携して、普及、推進に努めます。
	地産地消を推進していくため、広く府民が「府内産」「京のブランド产品」を知る機会、府民へアピールしていく方法を具体化してもらいたい。	ご意見を踏まえ、京のブランド产品の情報提供を強化する旨次期行動計画に記載しました。 具体的には生産者団体等と連携して取組を進めます。 【第3章-4-(1)-オ】 【第3章-4-(2)-ア】
	GAPによる導入農家の支援について、計画している農業法人があるので、指導・情報をいただきたい。	指導・情報提供等については各地域の普及センターを通じて行います。ご意見を踏まえその旨次期行動計画に記載しました。普及センターに具体的に相談いただければ対応します。 【第3章-4-(1)-ア】
行動計画の管理・公表	行動計画の公表にあたっては、写真、用語集、資料編を記載するなど、理解しやすいものとなるように工夫をお願いしたい。	ご意見を踏まえ、次期行動計画の記布資料には写真等の添付を検討します。

平成24年度 第2回食の安心・安全意見交換会（報告）

1. 日 時 平成24年10月26日（金）午後10時12時まで
2. 場 所 府庁職員福利厚生センター第1会議室（京都市上京区）
3. 出席者 府内8消費者団体14名、京都府7名
4. テーマ 「京都府食の安心・安全行動計画（平成25年～27年度）骨子（案）について」
5. 概 要

○参加者が固定しているとの意見により、従来の5団体から拡大して実施
○次期行動計画骨子（案）について、資料を説明の上、意見交換を行った。

【主な意見】

○全般

- ・行動計画作成後もPDCAサイクルでしっかり評価して欲しい。審議会による評価も大切であるが、府職員による内部評価をしっかりやって欲しい。
- ・第1次、第2次行動計画の進捗を可視化した資料が必要
- ・京都府条例に基づく行動計画の作成で、食の安心・安全の取組全体が分かるようになった。

○放射性物質・監視・指導関係

- ・放射性物質、食品添加物、残留農薬、微生物などの検査は、引き続きしっかりと行って欲しい。
- ・放射性物質の検査は、府民が普段食べているものを持ち込んで検査（陰膳方式）できるようにするなど、府民参加型にすれば不安が払拭できるのではないか。

○情報提供強化

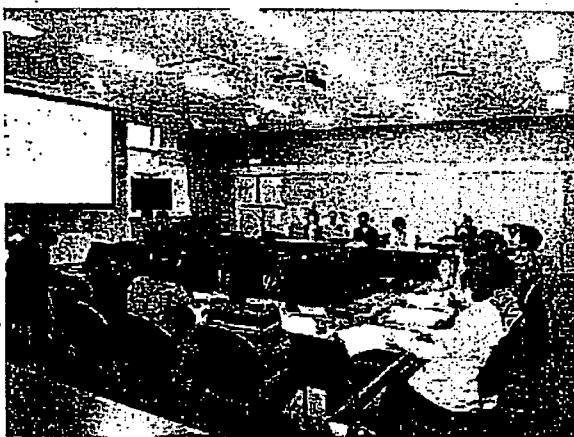
- ・消費者の知識の有無によって情報の受け止め方が違ってくる。事業者だけでなく、消費者も勉強していくかなければ、自分の安全を守れない。行政からも、食の安心・安全に係る教育や効果的な情報発信に力を入れて欲しい。

○食育

- ・食育先生については認定だけで終わってはいけない。食育先生に活躍してもらえるよう仕組み・財源を確保して取り組んで欲しい。

【アンケート結果】（抜粋）

- 多くの活発な意見が出て、消費者がどこに关心・不安を持っているのか私たちもよくわかった。情報の格差がひろがらないような工夫が必要と感じた。
- 京都府として安全な食をめざして、実施されていると思う。多くの考えを開けて参考になった。



審議会(8/24)における意見及び府の考え方

項目	意見の趣旨	府の考え方
全般	数値目標は個々の取組回数等が主となっているが、例えば食中毒発生件数などでもし他県と比較して目立つものがあれば、目標数値とすることの検討も必要。	他府県との比較・点検をしましたが、追加はありませんでした。今後、追加すべきものがあれば、柔軟に対応します。
現状及び課題	「現状及び課題」に、少子高齢化の進行で単身世帯が増加し食の安心・安全情報が届きにくい状況があることも社会情勢の変化として盛り込んではどうか。	ご意見を踏まえて、第1章に記載しました。 【第1章-2】
放射性物質	放射性物質に関する理解が進んでいない状況がある。理解促進の取組が大切。	ご意見を踏まえて、リスクコミュニケーションや意見交換会の開催方法を工夫します。
情報提供	リスクコミュニケーションの取組で挙がっている消費者団体との連携などは大切。ただ意見交換会などの参加団体が固定化しており拡充が必要。また子育て最中の世代が参加しやすい工夫が必要。	ご意見を踏まえ、開催方法等を工夫します。
	北海道の浅瀬事件などがあり府民へのきめ細かな情報提供が大切。	講習会や府のHPによる情報提供を強化することとしており、ご意見を踏まえ本文中に記載しました。 【第3章-3-(2)-イ】
	リスクコミュニケーターは育成後活躍できる環境づくりが課題。	リスクコミュニケーターの活動支援を本文中に記載しました。 【第3章-2-(2)-ア】
監視・指導・検査	宇治市の食中毒事件を踏まえ再発防止の取組が入らないか。	ご意見を踏まえ、食中毒予防の取組を一層強化する旨、本文中に記載しました。 【第3章-3-(2)-イ】
	府民の安全を守るために、食品の検査について優先順位をはっきりするべき。	リスクに応じた具体的な食品の検査計画を毎年策定しており、国等の情報や専門家の指導助言をいただきながら、状況の変化に応じて機動的に検査対応します。
安心・安全の基盤づくり	農業生産関係の取組は妥当。ただGAP手法導入農家数はもっと思い切って良いのではないか。	導入農家数の数値目標は現状の数値をまず達成することとし、取組のレベルアップにより第3者による認証(JGAPなど)を取得できるような農家、産地づくりをめざします。
	水産関係の取組は妥当。更に定期的な巡回指導と併せて臨機応変の対応も大切。	近年、環境の変化、魚介類の疾病が多様化するなか、ご意見を踏まえ、府は、水産関連事業者と連絡を密にし、巡回指導を行い、水産物の安全性を確保するため、臨機応変に対応します。

京都府食の安心・安全推進条例に基づく 「京都府食の安心・安全行動計画」骨子（案）

—情報提供の強化と府民参画の拡大で「食」の信頼感向上—

■ 計画策定の趣旨

- 第一次、第二次の計画で、生産から流通を経て消費に至るまでの食の安心・安全を確保する総合的な取組として、鶏卵・鶏肉のトレーサビリティシステム、きょうと信頼食品登録制度の構築・推進、残留農薬等を検査する食品衛生監視の強化、消費者・事業者等が意見交換するリスクコミュニケーションなどを実施。
- 一方、原子力発電所事故に伴う食品の放射性物質への不安、牛肉等生食に伴う食中毒、産地偽装の続発、輸入食品への不安などに加え、インターネットなどによる情報が氾濫し、その情報への信頼の欠如などにより、食品の安全性に対する不安感が一層拡大していることから、食の安心・安全を確保する取組の強化が必要。
- これらの課題を踏まえ、京都府食の安心・安全推進条例第5条の規定により行動計画（平成25年度～27年度）を策定。

第1章 食を取り巻く現状及び課題

- 1 原発事故に伴い食品の放射性物質に対する不安が発生しており、不安解消に向けた取組が必要
- 2 情報の氾濫と信頼できる情報の不足により不安が拡大していることから、府民目線での情報提供の強化と府民参画の拡大が必要
- 3 生食用食肉による食中毒、食品表示偽装、輸入食品に係る事件等の発生を踏まえ安全確保対策の充実が必要

第2章 計画の基本的な考え方

次の4点を中心、食の安心・安全に向けた取組を、府民参画と協働により進めます。

- 1 放射性物質に対する食品安全管理体制の強化
- 2 食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大
- 3 監視・指導・検査の強化
- 4 安心・安全の基盤づくり

第3章 取組の展開

1 放射性物質に対する食品安全管理体制の強化

- 食の安心・安全を一層確かなものにするため、原発事故に伴い緊急的に行ってモニタリング検査による流通食品・府内産農林水産物の監視を継続。
- 国や関係機関の情報収集に努め、状況の変化に応じて機動的に検査等の対応を行うなど放射性物質に対する安全管理体制を強化。
- 消費者の正しい理解促進のため、リスクコミュニケーションなどを強化し、専門家の講演会や意見交換会、府職員の出前語らいなどにより、きめ細かく、分かりやすい情報提供に努める。

2 食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大

- 食の安心・安全に関する情報公開の徹底と多様な広報媒体を活用した府民各世代への効果的な情報提供に加え、専門家の講演会や意見交換会、府職員の出前語らいなど双方で情報・意見を交換するリスクコミュニケーションを強化。
- メールマガジンの充実、府民が食について学ぶ機会の増加に努めるとともに、未来を担う子どもたちを対象に農と教育が一体となった体験型の食育を積極的に推進。
- リスクコミュニケーションなどの取組を消費者団体と連携して実施するとともに、府民との意見交換会、府民と連携した食品表示監視など府民参画を推進。

3 監視・指導・検査の強化

- 輸入食品、食品添加物など食品衛生に関する監視の継続に加え、生食用食肉などリスクの高い食品については、専門家の意見も聞きながら監視・指導、啓発を強化。
- 食品に適正な表示がされるよう、事業者向け講習会の開催や相談窓口の充実、食品表示パトロール等での科学的検査を強化し、効果的な監視を実施。
- BSE、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫等の家畜防疫の対策を徹底。

4 安心・安全の基盤づくり

- 食品が生産・製造される段階で安全性を高め、消費者の食品に対する信頼感が向上するよう、農産物の生産工程管理手法（GAP）や京都こだわり農法などを実践する農家の拡大と生産情報の提供、農家による家畜伝染病対策の強化、加工食品の品質管理の一層の向上など生産者・事業者の自主的な取組状況を促進。
- 併せて、その取組を積極的に情報発信。

第4章 行動計画の管理・公表

- 毎年度、食の安心・安全行動計画に基づく施策の実施状況を取りまとめ、京都府食の安心・安全審議会の評価を得た上で、ホームページ等で公表。
- 審議会の評価は、翌年度の取組に反映。

主な取組と数値目標

■数値目標を現行計画の39項目から48項目に2割増加（うち新規21項目）

① 放射性物質に対する食品安全管理体制の強化【新規】

- ・府内プロジェクトチームを設置し機動的に検査対応
- ・流通食品の放射性物質検査 (目標 300検体/年)
- ・府内産農林水産物の放射性物質検査 (目標 400検体/年)

② 食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大【充実】

- ・ホームページの充実のほか内容・対象者に適した効果的な媒体を使い府民目線に立ってきめ細かに情報提供【充実】
- ・リスクコミュニケーション等の取組強化【充実】
リスクコミュニケーション、意見交換会、フォーラム等の開催 (目標 32回/年)
- ・農と教育が一体となった体験型の食育を推進【新規】
きょうと食農体験農場の登録数 (目標 累計20農場)
きょうと食いく先生の認定数 (目標 累計100人)
- ・府の施策、取組に反映させるための意見交換会開催等 (目標 4回/年)
- ・食品表示監視における府民(きょうと食の安心・安全協働センター)との連携等

③ 監視・指導・検査の強化【充実】

- ・食品等の流通段階の監視・指導
収去検査検体数 (目標 750件/年)
- ・いわゆる健康食品の監視・指導(インターネットを含む) (目標 1,000件/年)
- ・食品表示のパトロールと科学的検査による監視強化【充実】
科学的検査の実施 (目標 30検体/年)
- ・食品表示110番と関係法令所管課でプロジェクトチームを設置し、連携を強化して府民・食品関連事業者にきめ細かく対応

④ 安心・安全の基盤づくり【充実】

- ・農業生産工程管理手法(GAP)導入農家の拡大支援【充実】
GAP導入農家 (目標 累計1,500戸)
- ・食品衛生推進員等による巡回指導 (目標 5,700件/年)
- ・きょうと信頼食品登録制度においてワンランク上の品質管理プログラム(☆☆)に挑戦する事業者を支援【新規】
ワンランク上の品質管理プログラム作成 (目標 累計10業種)
ワンランク上の登録事業所数 (目標 累計10事業所)

京都府食の安心・安全行動計画

(案)

京 都 府

目 次

はじめに

第1章 食を取り巻く現状及び課題	1
第2章 計画の基本的な考え方	2
第3章 食の安心・安全に向けた取組の展開	4
1 放射性物質に対する食品安全管理体制の強化	4
(1) 放射性物質に対する安全管理体制の強化	
(2) 放射性物質に関するリスクコミュニケーション等の強化	
2 食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大	5
(1) 情報提供の強化	
(2) リスクコミュニケーション等の強化	
(3) 食育を通じた食品の安全に関する知識の向上	
(4) 府民参画の推進	
3 監視・指導・検査の強化	8
(1) 健康被害防止への対応	
(2) 食品衛生管理対策	
(3) 適正な食品表示対策	
(4) 家畜伝染病の予防対策の徹底及び監視体制の確保	
4 安心・安全の基盤づくり	11
(1) 安全な食品の生産・製造・加工及び流通の確保	
(2) 安心感向上のための取組	
(3) 環境に配慮した食品生産等	
第4章 行動計画の管理・公表	16

はじめに

京都府では、府民の健康の保護が最も重要であるという基本的認識のもと、平成 17 年 12 月に京都府食の安心・安全推進条例（平成 17 年京都府条例第 53 号。以下「条例」という。）を制定しました。

この条例では、食の安心・安全に関する府及び食品関連事業者の責務や府民の役割を明確にするとともに、条例第 5 条の規定により食の安心・安全の確保に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための計画（以下「行動計画」という。）を定めることになっています。

平成 19 年度から平成 21 年度までの第 1 次、平成 22 年度から平成 24 年度までの第 2 次の各行動計画においては、鶏卵・鶏肉のトレーサビリティシステムや、きょうと信頼食品登録制度の構築・推進、残留農薬等を検査する食品衛生監視の強化、消費者・事業者等が意見交換するリスクコミュニケーションの実施など生産から流通を経て消費に至るまでの食の安心・安全を確保する総合的な取組を実施し、おおむね目標を達成しつつあります。

一方、原子力発電所事故に伴う食品の放射性物質への不安、牛肉等の生食に伴う食中毒、産地偽装の続発、輸入食品への不安などに加え、インターネットなどによる情報が氾濫し、その情報への信頼の欠如などにより、食品の安全性に対する不安感が一層拡大していることから、これらの課題に対応し、食の安心・安全を確保する取組を強化することが必要です。

これらの課題を踏まえ、さらに食の安心・安全確保に向けて着実な対策を実施するため、条例第 5 条の規定により行動計画（平成 25 年度～27 年度）を策定します。

第1章 食を取り巻く現状及び課題

1 原子力発電所事故に伴う食品の放射性物質への不安の発生

内閣府が平成23年12月に行った「食育に関する意識調査」では、東日本大震災以前と現在の食生活について「食品の安全性への不安」が増えたとの回答が26%あるなど、原子力発電所の事故発生により、食品における放射性物質への不安が生じていることがうかがえます。

(課題)

基準値を超える食品が流通しないよう、国と東北・関東などの17都県が産地検査を実施するなどの対策が行われていますが、食品における放射性物質への不安が依然としてあることから、京都府独自の食品のモニタリング検査など監視を継続し、安心・安全を一層確かなものにしていく必要があります。

2 情報の氾濫と信頼できる情報の不足が不安を拡大

内閣府が平成22年8月に行った食品安全モニターへの調査結果では、食品の安全性に関する情報源として、新聞(インターネットのニュースサイトを含む)が74%、テレビが46%と高かったものの、信頼度は新聞が39%、テレビが18%となっています。

また、食品の安全について「とても不安に感じる」「ある程度不安に感じる」とする回答が68%あるなど、新聞・テレビなどのマスメディアやインターネットから食品の安全性に関する様々な情報が氾濫している一方、信頼できる情報を消費者が選択することが困難になっており、このことが不安を拡大している状況がうかがえます。

さらに、少子高齢化の進展等により高齢者単身世帯が増加し、食の安心・安全情報が的確に届きにくい状況もあります。

(課題)

食の安心・安全確保のためには、情報公開の徹底、多様な広報媒体による府民目線に立った分かりやすい情報発信、府民との意見交換会など情報を共有し理解を促進するための戦略的な取組が必要です。

併せて、行政だけの取組にとどまらず、府民ぐるみで食の安心・安全の取組を推進する府民参画の拡大が重要になっています。

3 生食用食肉による食中毒、食品表示偽装、輸入食品に係る事件等の発生

平成23年4月に飲食チェーン店で発生した食肉の生食による腸管出血性大腸菌食中毒では5名の方が亡くなるなど大規模な健康被害が発生しました。

また、食品の産地偽装等の不適正表示や賞味期限の改ざんが全国的に相次いでおり、平成22年度においては、不適正表示に対して農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づき全国で71件の指示が行われました。

さらに、中国産冷凍ぎょうざやいんげんへの農薬混入、乳製品へのメラミンの混入、添加物の不適正使用、残留農薬の基準超過など、食の安心・安全を揺るがす事件が輸入食品などにおいて発生したことから、今なお、消費者の輸入食品に対する不安があります。

(課題)

食品による健康被害を防止するため、食中毒や食品添加物等リスクに応じた効果的な検査や、偽装表示を防止するための食品表示パトロールなど、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、JAS法その他の法令による行政の監視や指導の取組を進める必要があります。

併せて、生産者、加工事業者等の食品関連事業者の自主的な衛生管理やコンプライアンス（法令順守）向上の取組を進めることにより、より高いレベルの安全確保を目指す必要があります。

第2章 計画の基本的な考え方

これまで、消費者の目線に立って「相互理解と府民参画」、「監視・指導の強化」、「安心・安全の基盤づくり」を基本に食の安心・安全対策に取り組んできましたが、第1章で掲げた課題を解決するためには、食の安心・安全に対する府民との一層の情報共有や食品関連事業者等への監視・指導の強化が必要となっています。

そのために、この行動計画では、平成25年度から平成27年度までを対象期間として、第3章に掲げる食の安心・安全に向けた取組を、府民参画と協働により進めます。

こうした取組を通じて、府民の食に対する安心感を高めます。
具体的には、次の4点を中心とした取組を進めていきます。

1 放射性物質に対する食品安全管理体制の強化

食の安心確保のため、流通食品・府内産農林水産物のモニタリング検査を継続するなど放射性物質に対する安全管理体制を強化するとともに、消費者への的確な情報提供や、関係団体と連携したリスクコミュニケーションなどにより放射性物質の食品への影響についての理解促進に努めます。

2 食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大

ホームページや広報紙などの広報媒体の活用や報道発表による府民目線での情報提供や消費者団体と生産者団体・事業者団体等との意見交換会の開催などにより、府民との情報共有を図るとともに、食品表示を監視する食の安心・安全協働センターとの連携など府民参画を広げていきます。

また、府民が食について学ぶ機会の充実とともに、未来を担う子どもたちを対象に、農と教育が一体となった体験型の食育を積極的に推進します。

3 監視・指導・検査の強化

輸入食品における農薬や添加物の不適切な使用等に係る検査や国内の食品製造、販売施設等の監視、指導、検査により食品の安全性を担保するとともに、流通食品の適正表示を徹底するため、食品表示パトロールや科学的検査による効果的な監視、指導の強化と相談窓口の充実等を図ります。

また、BSE、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜防疫対策を徹底します。

4 安心・安全の基盤づくり

食品が生産・製造される段階で安全性を高め、消費者の食品に対する信頼感が向上するよう、農産物の生産工程管理手法（GAP）や京都こだわり農法、加工食品の品質管理向上と情報提供など生産者・事業者の取組を支援し、その取組状況を積極的に情報発信します。

第3章 食の安心・安全に向けた取組の展開

1 放射性物質に対する食品安全管理体制の強化

食の安心・安全を一層確かなものにするため、原発事故に伴い緊急的に行っているモニタリング検査による流通食品・府内産農林水産物の監視を継続します。

さらに、国や関係機関の情報収集に努め、状況の変化に応じて機動的に検査等の対応を行うなど放射性物質に対する安全管理体制を強化します。

併せて、消費者の正しい理解促進のため、リスクコミュニケーションなどを強化し、専門家の講演会や意見交換会、府職員の出前語らいなどにより、きめ細かく、分かりやすい情報提供に努めます。

(1) 放射性物質に対する安全管理体制の強化

国と関東・東北などでの産地検査に加え、府内に流通する食品について、安心感の向上のための検査を、加工食品や子どもが日常的に口にする食品を中心に、定期的に実施します。

府内産の農林水産物について、風評被害を未然に防ぐため、米、野菜、茶、原乳、水産物等府内の主要な農林水産物について、出荷時期、産地毎のモニタリング検査を実施します。

府内関係部局によるプロジェクトチームを設置し、国や関係機関・自治体等からの情報収集に努め、必要により専門家の指導・助言も得ながら、状況の変化に応じて機動的に検査対応します。

数値目標

取 組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
流通食品の放射性物質検査（検体/年）	127	300
府内産農林水産物の放射性物質検査（検体/年）	345	400

(2) 放射性物質に関するリスクコミュニケーション等の強化

食品の放射性物質検査結果については、速やかに京都府ホームページ等で公表するなど、食品安全に関する情報発信の強化に努めます。

リスクコミュニケーションを推進するため、関係団体とも連携を図りながら専門家による講演会や意見交換会を開催するなど、放射性物質に関する知識の普及を図り、消費者の正しい理解の促進に努めます。

また、「出前語らい」など地域の学習会に府職員を積極的に派遣します。

数値目標

取組	現状 (H23年度実績値)	目標 (H27年度)
放射性物質に関するリスクコミュニケーション、講演会、意見交換会の開催（回/年）	5	10

2 食の信頼感向上に向けた情報提供の強化と府民参画の拡大

食の安心・安全に関する情報公開の徹底と多様な広報媒体を活用した府民各世代への効果的な情報提供に加え、専門家の講演会や意見交換会、府職員の出前語らいなど双方向で情報・意見を交換するリスクコミュニケーションを強化します。

併せて、メールマガジンの充実や府民が食について学ぶ機会の増加に努め、子どもの頃から食品の安全性に関する知識を学ぶ食育を積極的に推進します。

また、リスクコミュニケーションなどの取組を消費者団体と連携して実施するとともに、府民との意見交換会、府民と連携した食品表示監視など府民参画を推進します。

（1）情報提供の強化

府民にきめ細かに情報提供するため、ホームページ、広報紙の活用、記者発表だけでなく、WEB媒体、講演会、意見交換会などを市町村等とも連携を図り、情報内容・対象者に適した効果的な媒体により、戦略的に広報・情報提供します。

このため、①食品等の検査結果や農薬に係る立ち入り検査の結果を定期的に公表、②府の施策・取組を分かりやすく写真や図表等も使い毎月情報提供するほか、国や関係団体の情報、食の安心・安全に係る身近な情報を発信する府のホームページ、メールマガジンの充実、③府民に関心の高いテーマについて、講演会や意見交換会等の実施、④府の取組をきめ細かく説明し、意見交換する府職員による「出前語らい」等の実施、⑤広告ちらし等を活用して食品の安全性に関する情報を提供する「情報提供店」の増加、⑥見学できる農業施設や食品工場等の情報を登録し、積極的に紹介、⑦府の試験研究機関において開発した食の安心・安全に関する成果の情報提供、⑧子ども向け情報提供をホームページ等で実施します。

また、広報・情報提供の取組について、府民アンケート等により、毎年度チェックの上、府民目線に立った情報提供となるよう見直していきます。

数値目標

取組	現状 (H23年度実績値)	目標 (H27年度)
府ホームページにおいて、府の施策・取組を写真、図表を使い紹介（回/年）	一	12
府民に関心の高いテーマについて講演会等による情報提供（回/年）	一	12
広告ちらし等を活用する「情報提供店」（店）	136	300

（2）リスクコミュニケーション等の強化

ア リスクコミュニケーションの強化

消費者、食品関連事業者等が相互に情報や意見を交換し、食の安心・安全の取組をともに考えるリスクコミュニケーションを活発に進めていくことにより、府民は食に関する正しい知識を身に付け、食品関連事業者は安全な食品の生産や製造に取り組み、双方がお互いを理解しあう気持ちをさらに醸成します。

このため、食の安心・安全に関するリスクコミュニケーションについて、府民にとって関心の高いテーマを中心に課題を明確にし、戦略的に計画・推進します。併せて消費者団体等とも連携して取組を広げていきます。

さらに、リスクコミュニケーションの担い手となるリスクコミュニケーター（注）の育成と活動の支援などにより、各地域で効果的にリスクコミュニケーションを実施します。

（注）リスクコミュニケーター

消費者、食品関連事業者等の相互理解を深めるリスクコミュニケーションにおいて、意見や論点を明確にし、相互の意思疎通を円滑にする役割を担う人材のことです。

イ きょうと食の安心・安全フォーラムや意見交換会の開催

生産者団体、消費者団体と京都府で構成する「きょうと食の安心・安全フォーラム実行委員会」の主催で、きょうと食の安心・安全フォーラムを開催し、「きょうと信頼食品登録制度」登録事業者が、加工食品生産の取組について説明し、試食を交えながら事業者と消費者の交流・意見交換を行います。

さらに、各地域でも、消費者、生産者、食品関連事業者による意見交換会を開催し相互理解を進めます。

数値目標

取組	現状 (H23年度実績値)	目標 (H27年度)
リスクコミュニケーションの開催回数（回／年）	10	17
（テーマ：放射性物質以外）	5	7
（テーマ：放射性物質・再掲）	5	10
リスクコミュニケーターの人数（人）	24	50
消費者、生産者等との交流・意見交換（回／年）	4	5
きょうと食の安心・安全フォーラムの開催	1	1

（3）食育を通じた食品の安全に関する知識の向上

食育を通じて、安全な食品など「食」に関する知識と「食」を選択する力を身につけ、健全な食生活が実現できるよう、各世代に応じた取組を進めます。

特に、子どもたちが農作業等を通じて「食」や命の大切さ、農業の重要性が学べる「きょうと食農体験農場」の開設支援・登録と、農作業や調理などの体験を体系的に指導できる「きょうと食いく先生」の認定を推進するなど農と教育が一体となった体験型の食育を推進します。

また、住民に最も身近な地域での食育が充実するよう、市町村の食育推進計画策定を推進するとともに、取組を支援します。

数値目標

取組	現状 (H23年度実績値)	目標 (H27年度)
食育推進計画作成市町村数	15	26
親子研修会等の開催回数（回／年）	3	5
きょうと食農体験農場の登録数	0	20
きょうと食いく先生の認定数（人）	0	100

（4）府民参画の推進

ア きょうと食の安心・安全協働サポーターとの連携

府民公募の「きょうと食の安心・安全協働サポーター」（注）と協働して食の安心・安全の取組を推進します。具体的には、日常生活の中で見つけた食品表示欠落などの府への情報提供、食の安心・安全に関する情報の身近な人への提供、府が実施するアンケート調査等や府の施策に対する意見提出など府民参画の取組に協力していただきます。

また、府民参画を更に推進するため、市町村と連携して研修会を開催し、

「きょうと食の安心・安全協働サポーター」のスキルアップを図ります。

(注) きょうと食の安心・安全協働サポーター

京都府内に居住し、通勤し、若しくは通学する個人で、希望する方を、基礎的な講習を受けていただいた上で、府が「きょうと食の安心・安全協働サポーター」として登録しています。

イ 消費者団体との意見交換会の開催

消費者の意見を府の施策、取組に反映させるため、消費者団体との意見交換会を開催します。

ウ 府民の意見を反映した食品衛生監視指導計画

重点的かつ効果的できめ細かな監視・指導を実施するための食品衛生監視指導計画に府民の意見を反映し、充実した内容の計画を策定します。

数値目標

取 組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
食の安心・安全協働サポータースキルアップ研修会開催 (回／年)	—	5
府の施策、取組に関する消費者団体との意見交換会開催回数 (回／年)	2	4

3 監視・指導・検査の強化

輸入食品、食品添加物など食品衛生に関する監視の継続に加え、生食用食肉などリスクの高い食品については、専門家の意見も聞きながら監視・指導、啓発を強化します。

また、食品に適正な表示がされるよう、事業者向け講習会の開催や相談窓口の充実、食品表示パトロール等での科学的検査を強化し、効果的な監視を行います。

さらに、BSE、高病原性鳥インフルエンザ等の家畜防疫の対策を徹底します。

(1) 健康被害防止への対応

ア 食の安心・安全に関する事案への機動的対応

府内で食の安心・安全を脅かす可能性がある事案が生じた場合には、京都府の関係機関で構成する「京都府くらしの安心・安全推進本部」の緊急連絡網により速やかに情報共有し、関係部局が連携して初動対応し

ます。

また、国や関係自治体等と連携し、迅速な対応により健康被害防止・再発防止に努めます。

イ 食の安心・安全に関わる情報の共有と関係機関との連携

京都府で把握した食の安心・安全に関する情報については、消費者庁等へ提供するとともに、関係部局で共有します。

内容に応じて市町村、関係機関、府民等へ周知するとともに、必要に応じて関係省庁、都道府県、市町村と連携して監視、指導等を行い、食に関する消費者への被害が最小限となることを目指した取組を進めます。

国（近畿農政局等）や近隣府県等関係機関と定期的に打ち合わせを行い情報を共有します。

（2）食品衛生管理対策

ア 生産段階

農産物については、農薬の販売業者や使用者を対象とした立入検査を実施し、農薬の適正管理と無登録農薬等の流通防止のための監視・指導を実施します。

また、肥料生産業者等を対象とした立入検査を実施します。

畜産物については、畜産農家を対象とした巡回監視・指導を実施するとともに、家畜伝染病予防法に基づく検査により、家畜伝染病の予防対策を実施します。

水産物については、貝毒による食中毒を防止するため、原因となるプランクトンの生息状況等を調査し、水産物の安全性について監視・指導を実施します。

イ 流通段階

（ア）食品

府内で流通する食品（輸入食品含む）等の放射性物質、残留農薬、食品添加物、微生物等の収去検査に当たっては、食品に対する不安や食品事故も考慮して実施します。

また、広域的に大量に流通する食品製造施設や総合衛生管理製造過程承認施設（HACCP 施設）等、特に衛生管理が必要な食品を取り扱う施設を対象に、食品衛生監視機動班を編成してきめ細かに監視・指導を実施し、食品事故や違反食品の未然防止を図ります。

食中毒を予防するため、府民や事業者等を対象に、食中毒予防講習会や研修会等を実施します。特に食中毒の発生しやすい夏期の食中毒予防推進期間や年末の一斉取締期間中には、より集中的な食品衛生監視・指導を実施し、食中毒注意報の発令等により、市町村や事業者等

に注意喚起を行います。

食中毒が発生した場合には緊急検査を実施して原因を究明し、健康危害を防止します。

(イ) いわゆる健康食品

「いわゆる健康食品」等の販売広告（インターネット販売を含む）や店舗の監視を行い、医薬品的な効能効果を標榜するなど薬事法違反が疑われる不適正な広告や違法ドラッグを確認した場合は広告内容の削除、販売の中止等の指導を実施します。（無承認無許可医薬品の販売の監視）

数値目標

取 組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
農薬使用者に対する使用実態調査（件／年）	3 4	1 2 0
肥料生産業者に対する立入検査数（件／年）	5	5
家畜伝染病予防法に基づく検査実施頭羽数（千頭／年）	2 0	2 0
貝毒プランクトンの監視調査件数（件／年）	2 0	2 0
食品等の収去検査検体数（検体／年）	7 5 0	7 5 0
食品衛生監視機動班による立入検査回数（件／年）	4 0	4 0
無承認無許可医薬品の監視（インターネットを含む。） 件数（件／年）	8 4 2	1, 0 0 0

(3) 適正な食品表示対策

府内の食品関連事業者を対象とした食品表示講習会を開催するとともに、各業種別の食品表示指導者を活用し、食品表示の適正化とコンプライアンス（法令順守）に関する意識向上に向けた取組を推進します。

なお、食品表示パトロールを計画的に実施して指導、啓発を行うとともに、外観上では判別できなかった品目の産地や品種の判別等が可能となる科学的検査も用いて監視を強化します。

また、監視・指導にあたっては「京都府くらしの安心・安全推進本部」により、食品表示担当部局、警察本部等が連携して対応します。

さらに、国における食品表示の制度改正等に対応しながら、食品表示110番と関係法令所管課でプロジェクトチームを設置し、連携強化の上府民、食品関連事業者へのきめ細かな相談対応を目指します。

数値目標

取 組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
事業者向け食品表示講習会の開催（回/年）	一	5
食品表示指導者数（人）	37	50
食品表示における科学的検査の実施（検体/年）	21	30
巡回調査における適正表示の割合（%）	82	90

（4）家畜伝染病の予防対策の徹底及び監視体制の確保

高病原性鳥インフルエンザの発生防止のため、養鶏農家等への巡回指導を実施するとともに、大規模な養鶏農家におけるウイルス分離検査や抗体検査による侵入防止を監視します。

口蹄疫の発生防止のため、牛、豚などの偶蹄類家畜を飼養する全農家を巡回指導します。

また、万一に備えて、家畜伝染病に関する迅速な診断及び発生時の防疫体制を確保します。

数値目標

取 組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
全養鶏農家等(千羽以上)への巡回指導回数（回／年）	4	4
全養鶏農家等(千羽未満)への巡回指導回数（回／年）	1	1
養鶏農家モニタリング検査実施戸数	毎月12戸	毎月12戸
養鶏農家全戸鶏抗体検査実施回数（回／年）	4	4
牛、豚など飼養農家全戸への巡回指導回数（回／年）	1	1

4 安心・安全の基盤づくり

食品が生産・製造される段階で安全性を高め、消費者の食品に対する信頼感が向上するよう、農産物の生産工程管理手法（GAP）や京都こだわり農法などを実践する農家の拡大と生産情報の提供、農家による家畜伝染病対策の強化、加工食品の品質管理の一層の向上など生産者・事業者の自主的な取組状況を促進するとともに、その取組を積極的に情報発信します。

(1) 安全な食品の生産・製造・加工及び流通の確保

ア 農産物

地域の実態に応じた栽培ごよみにより、総合的病害虫・雑草管理（IPM）（注）など病害虫防除に対する効果的かつ適正な農薬使用を指導し、農薬使用量を減少するとともに、生産管理履歴の記帳推進を図り、栽培履歴情報の開示・提供などに取り組みます。

また、農業者自らが、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検などにより改善を行う農業生産工程管理手法（GAP）については、多くの農家が実践できることを基本に、普及センター等を通じて産地や生産者組織での普及に努め、推進を図るとともに、取組の高度化に伴って第三者機関によるGAP認証を目指す意欲的なモデル農家等の育成を図ります。

加えて、生産者団体による残留農薬の自主検査、違反発生時の対応マニュアルに基づく農産物の安全確保のための体制の充実を働きかけます。

また、農薬管理指導士を認定して農薬取扱者の資質の向上を図るとともに、農薬や化学肥料の使用量低減のための試験研究機関の成果を速やかに生産現場に普及します。

（注）総合的病害虫・雑草管理（IPM）

耕種的、生物的、化学的、物理的な防除法をうまく組合わせ、経済的被害を生じるレベル以下に害虫個体群を減少させ、かつその低いレベルを持続させるための害虫個体群管理のシステム。これにより、害虫による被害軽減にとどまらず、付加価値を持った生産物の提供や薬剤抵抗性問題軽減、農業環境の保全などを農家や消費者にもたらします。

イ 畜産物

国内外での家畜伝染病に関する情報の迅速な発信や毎月の「10（テン）検の日」の取組により畜産農家における自主的な防疫意識を喚起するとともに、飼養衛生管理基準の順守による農場自らのウイルス侵入防止対策を支援します。

また、抗生物質など動物用医薬品の適正な使用やサルモネラなど食中毒原因菌対策を支援します。

ウ 水産物

水産養殖事業者への巡回指導を実施して動物用医薬品の適正な使用を徹底するとともに、販売事業者や水産加工事業所の役職員を対象とした講習会を開催します。

また、丹後とり貝などの二枚貝生産者に対して安全性の検査等を巡回指導します。

二 加工食品等

業種ごとに作成した「京の食品安全管理プログラム」を普及するとともに、食品関連団体等が実施する研修会に講師を派遣して安全性確保の意識の向上を図ります。

また、食品衛生推進員、食品衛生指導員が保健所と連携しながら、飲食店等の衛生管理状況を巡回点検し、事業者に対して指導・助言するほか、地域イベント等での啓発資料配付、相談受付などにより、府民に対して食中毒予防啓発を行います。

三 京のブランド產品等

京都こだわり農法によって生産され、おいしさと信頼の目印である「京マーク」が貼付された「京のブランド產品」の品目を拡大するとともに、情報提供を強化し、機能性や栄養に着目した需要の拡大を目指します。

また、「京のブランド產品」ではないものの同様の農法により生産された農産物について、学校や福祉施設への供給を促進したり、市場、直売所等を通じて消費の拡大を目指す取組を支援します。

四 学校給食

すべての学校給食調理場において、調理作業工程表及び作業動線図を作成・確認し作業に当たることにより、学校給食における食中毒の発生を防止します。

数値目標

取 組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
G A P 手法導入農家数（戸）	450	1,500
事業者による残留農薬自主検査【茶】(検体／年)	20	20
農薬講習会の開催数（回／年）	6	6
農薬管理指導士の認定者数（実人数）(人)	793	850
水産養殖事業者の巡回指導件数（件／年）	25	25
二枚貝生産者への巡回指導件数（件／年）	15	15
食品衛生推進員又は食品衛生指導員による指導件数（件／年）	5,700	5,700
調理作業工程表及び作業動線図を整備している学校給食調理場の数（か所）	63	176

(2) 安心感向上のための取組

ア 生産・製造情報の提供

(1) 農産物

米と野菜について、トレーサビリティシステムが実施されており、農薬や肥料の使用状況を含めた生産履歴情報についてホームページで情報提供を行います。

(1) 畜産物

牛肉のトレーサビリティシステムを適正に運用に加え、生乳生産管理マニュアルの普及を促進し、衛生管理の徹底を指導します。

また、京都方式の鶏卵・鶏肉トレーサビリティシステム（注）についてより多くの小売店・府民に知っていただくため、啓発資材等を作成し、PR活動を行います。

(注) 京都方式の鶏卵・鶏肉トレーサビリティシステム

京都府では、安心・安全な鶏卵・鶏肉を消費者に届けるため、生産者・流通業者が一体となり、衛生管理水準の向上、情報開示、トレーサビリティシステムを組み合わせた独自の鶏卵・鶏肉の流通システムを導入し、「京都方式のトレーサビリティシステム」として推進しています。

(1) 加工食品

府が定める水準の品質管理を行い、生産・製造情報を開示する事業者の食品を登録する「きょうと信頼食品登録制度」の登録事業者の増加及びレベルアップを図ります。

また、「きょうと信頼食品登録制度」の取組について府民への情報提供を強化します。

イ 技術の開発と普及

食の安心・安全や地産地消、健康志向など消費者の関心の高まり、嗜好の多様化が進んでいる状況を踏まえ、農薬や化学肥料の使用量の削減、身体に良い機能性成分の探索など、府内産農林水産物の安心感と信頼感の向上につながる技術開発と普及を目指します。

ウ 大学との連携

府民の安心度向上を図るため、京都にある大学の食品・栄養学、農学等の学部や研究室と連携して、府民・学生に対して食の安心・安全に関する知識の普及に努めます。

数値目標

取 組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
鶏卵・鶏肉トレーサビリティシステムPR活動 (回/年)	—	10
きょうと信赖食品登録制度においてワンランク上の品質管理プログラムを策定する業種の数	—	10
きょうと信赖食品登録制度において現行の品質管理プログラムにより登録する事業所数(店)	52	80
ワンランク上の品質管理プログラムにより登録する事業所数(店)	—	10

(3) 環境に配慮した食品生産等

ア 農産物

米や野菜については土作りを基本に、農薬や化学肥料の使用量を削減する栽培技術を積極的に導入する農家を支援し、京都こだわり農法(注)の取組面積やエコファーマーの認定件数、特別栽培米の栽培面積を増やします。

また、茶については、全戸が生産履歴の記帳を行っているところですが、茶生産団体へ農薬や化学肥料の使用を抑えたより環境に配慮した茶栽培の推進について啓発していきます。

さらに、適正施肥のための土壤分析を行うとともに、環境にやさしい技術の効果の確認等のため実証拠を各地に設置し、技術の普及を促進します。

(注) 京都こだわり農法

たい肥と有機質肥料による健康な土づくりや輪作を基本とする京都の伝統的な栽培方法と天敵の利用など新しい技術を組合せた減農薬、減化学肥料栽培を実践する京都独自の生産方式です。

イ 畜産物

飼料用米の利用が進む鶏卵生産に加え、養豚等にも拡大させるとともにアニマルウェルフェアにも配慮した家畜の飼養環境の改良を進めます。

ウ 水産物

水産養殖事業者に対して、適正な養殖密度による管理が行われるよう巡回指導を実施します。

エ 食品製造

リサイクルの推進を行っている事業所をエコ京都21に認定・登録し、環境に配慮した食品生産の取組を推進します。

数値目標

取 組	現 状 (H23年度実績値)	目 標 (H27年度)
京都こだわり農法取組面積 (ha)	409	460
エコファーマー認定件数 (件)	992	1,400
特別栽培米の栽培面積 (ha)	794	1,000
水産養殖事業者の巡回指導件数 (件／年)	25	25

第4章 行動計画の管理・公表

条例に基づいて、毎年度、食の安心・安全行動計画に基づく施策の実施状況を取りまとめて、京都府食の安心・安全審議会の評価を得た上で、ホームページ等で公表します。

京都府食の安心・安全審議会の評価は、翌年度の取組に反映させます。